

# 国立大学法人大分大学医学部門教授審査委員会規程

平成28年12月28日制定  
平成28年規程第90号

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号。以下「選考規程」という。）に定めるもののほか、国立大学法人大分大学教員組織規程（平成28年規程第61号）第2条第3号に規定する医学部門の教授に係る選考規程第10条の審査委員会である、医学部医学科・医学部附属病院教授審査委員会、医学部看護学科教授審査委員会、医学部先進医療科学科教授審査委員会及び医学部附属医学教育センター教授審査委員会（以下「医学部門教授審査委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

## (審査の実施)

第2条 医学部門教授審査委員会が実施する審査は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医学部医学科・医学部附属病院教授審査委員会
  - ア 医学科の教授候補者の審査
  - イ 医学部附属病院の教授候補者の審査
  - ウ 医学部附属地域医療学センターの教授候補者の審査
  - エ 医学部附属臨床医工学センターの教授候補者の審査
- (2) 医学部看護学科教授審査委員会 看護学科の教授候補者の審査
- (3) 医学部先進医療科学科教授審査委員会 先進医療科学科の教授候補者の審査
- (4) 医学部附属医学教育センター教授審査委員会 医学部附属医学教育センターの教授候補者の審査

## (審議事項)

第3条 医学部門教授審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医学部門の教授候補者に係る選考規程第6条に規定する選定委員会（以下「教授候補者選定委員会」という。）の委員候補者選出に関する事。
- (2) 教授候補者選定委員会から推薦のあった教授候補者の選考に関する事。
- (3) 医学部門の准教授及び講師に係る選考規程第6条に規定する選定委員会である准教授・講師選定委員会の委員候補者の選出に関する事。
- (4) その他教授候補者の選考に関し必要な事項

## (構成)

第4条 医学部門教授審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医学部医学科・医学部附属病院教授審査委員会
  - ア 医学部門長
  - イ 医学部附属病院長
  - ウ 医学科長
  - エ 医学科の教授（非公募により採用された教授を除く。）
  - オ 医学部附属病院の教授
  - カ 医学部附属医学教育センターの教授
  - キ 医学部附属地域医療学センターの教授
  - ク 医学部附属臨床医工学センターの教授
- (2) 医学部看護学科教授審査委員会
  - ア 医学部門長
  - イ 副学部長
  - ウ 看護学科長
  - エ 看護学科の教授（非公募により採用された教授を除く。）
- (3) 医学部先進医療科学科教授審査委員会
  - ア 医学部門長

- イ 副学部長
- ウ 先進医療科学科長
- エ 先進医療科学科の教授（非公募により採用された教授を除く。）

(4) 医学部附属医学教育センター教授審査委員会  
国立大学法人大分大学医学部門人事会議（以下「人事会議」という。）の構成員

2 前項各号に規定する委員は、当該委員の講座等の後任補充に係る教授選考を実施する場合は、第8条第1項に規定する投票を行わないものとする。

(委員長)

第5条 医学部門教授審査委員会に、委員長を置き、医学部門長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、医学部医学科・医学部附属病院教授審査委員会にあつては医学科長が、医学部看護学科教授審査委員会にあつては看護学科長が、医学部先進医療科学科教授審査委員会にあつては先進医療科学科長が、医学部附属医学教育センター教授審査委員会にあつては医学部附属病院長が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 医学部門教授審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 医学部門教授審査委員会の議事は、出席した委員の3分の2をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(選考)

第8条 医学部門教授審査委員会は、教授候補者選定委員会から推薦のあった教授候補者について投票を行い、投票総数の過半数を得た者を人事会議に推薦する。

2 前項の投票の結果、投票総数の過半数を得た者がいない場合は、上位2人（他に得票同数者がある場合は、その者を加えた人数。）について投票を行い、投票総数の過半数を得た者を人事会議に推薦する。

3 前項の投票の結果、なお投票総数の過半数を得た者がいない場合は、上位2人（第2位に得票同数の者がある場合は、あらかじめ投票により第2位1人を決定する。）について投票を行い、得票多数の者を人事会議に推薦する。

4 前項の投票（同項括弧書の規定により、第2位1人を決定する場合を含む。）の結果、得票が同数の場合は、委員長の決するところによる。

(事務)

第9条 医学部門教授審査委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、医学部門教授審査委員会の運営に関し必要な事項は、医学部門長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部門規程第1－1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。